

## 岐阜市優良建設工事業者表彰規程

平成2年10月23日決裁

改正	平成 9年 3月 5日決裁	平成11年 4月 1日決裁	平成15年 4月 1日決裁
	平成16年 4月 1日決裁	平成17年 1月 6日決裁	平成17年 7月 1日決裁
	平成18年 4月 1日決裁	平成19年 4月 1日決裁	平成20年 4月 1日決裁
	平成20年 7月 1日決裁	平成21年10月30日決裁	平成23年 6月21日決裁
	平成24年 4月 3日決裁	平成24年10月15日決裁	平成25年 7月 1日決裁
	平成25年12月16日決裁	平成26年 4月 4日決裁	平成26年12月12日決裁
	平成27年 7月 7日決裁	平成28年 3月14日決裁	平成29年 3月21日決裁
	平成29年12月26日決裁	平成30年 6月27日決裁	令和 2年 2月 5日決裁
	令和 2年 7月20日決裁	令和 3年 6月28日決裁	令和 4年 3月28日決裁

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜市の建設工事（以下「工事」という。）を施工する建設業者（以下「業者」という。）の技術と意欲の向上に資するため市長が行う岐阜市優良建設工事業者表彰（以下「表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 表彰を行う年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）に完成した工事を施工した者（岐阜市特定建設工事共同企業体取扱要領（平成21年3月30日決裁）第2条に規定する共同企業体による工事にあつては、同要領第8条に規定する共同企業体の代表構成員として当該工事を施工した者）
- (2) 市内に本店がある者
- (3) 表彰対象年度に完成した全ての工事が優れている者
- (4) 表彰対象年度の初日から表彰を行う日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）第2条の規定による資格停止又は同要領第11条に規定する書面による注意若しくは口頭による注意（口頭による注意にあつては、2回以上受けた場合に限る。）を受けていない者

(審査基準)

第3条 表彰の審査基準は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 審査は、別表第1に定める工事部門ごとに工事成績評定（岐阜市建設工事検査要領（昭和58年7月12日決裁）第15条、岐阜市上下水道事業部建設工事検査要領（昭和58年8月19日決裁）第15条及び岐阜市病院事業建設工事検査要領（令和元年12月27日決裁）第16条の規定によるものをいう。）及び評定における評定点（以下「評定点」という。）をもとに総合的に行うこと。
- (2) 表彰対象年度に完成した、請負金額500万円以上の工事（修繕（予算科目が修繕料で執

行された工事をいう。) 、解体及びしゅんせつ工事を除く。) の施工実績が、土木建設工事部門及び管工事部門にあつては2件以上、建築工事部門、電気・機械工事部門その他の工事部門にあつては1件以上あること。

(3) 表彰対象年度に同一業者を2部門以上にわたつて表彰することを妨げないこと。

(4) 過去の表彰歴にかかわらず、表彰に値する場合は、表彰すること。

(5) 評定点については、次の各号のいずれも満たすものであること。

ア 第2号に掲げる工事に係る評定点の平均点が75点以上であること。

イ 第2号に掲げる工事及び表彰対象年度に完成した請負金額500万円未満の工事（修繕（予算科目が修繕料で執行された工事をいう。））、解体及びしゅんせつ工事を除く。）の評定点は、70点以上であること。

ウ 第2号に掲げる工事のうち最高の評定点は、76点以上であること。

エ 第2号に掲げる工事のうち評定点が75点以上の工事の件数の割合は、5割以上であること。

(6) 表彰業者は、別表第1の左欄に掲げる工事部門の区分に応じ、同表の右欄に定める順位（表彰対象年度における第2号に掲げる工事に係る評定点の平均点が高い業者の順序をいう。）以内であること。

（表彰対象業者審査委員会）

第4条 表彰候補業者を選考し市長に推薦する等のため、岐阜市優良建設工事業者表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、審査委員長及び委員をもって組織する。

3 審査委員長は、谷山副市長をもって充てる。

4 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

6 審査委員長は、審査委員会を招集し、会務を総理する。

7 審査委員長が欠けたとき又は審査委員長に事故があるときは、後藤副市長がその職務を代理する。

8 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聴くことができる。

9 審査委員会の庶務は、工事検査室において処理する。

（表彰の決定）

第5条 市長は、審査委員会の推薦に基づき表彰業者を決定する。

（表彰の方法）

第6条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

（表彰の時期）

第7条 表彰は、市長が定める期日に行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、審査委員会で定める。

附 則

この規程は、平成2年10月23日から施行し、平成2年度の工事から適用する。

附 則 (平成9年3月5日決裁)

この規程は、平成9年3月5日から施行し、平成8年度の工事から適用する。

附 則 (平成11年4月1日決裁)

この規程は、平成11年4月1日から施行し、平成10年度の工事から適用する。

附 則 (平成15年4月1日決裁)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日決裁)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月6日決裁)

この規程は、平成17年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日決裁)

この規程は、平成17年7月1日から施行し、平成16年度の工事から適用する。

附 則 (平成18年4月1日決裁)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日決裁)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日決裁)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月1日決裁)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日決裁)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年10月30日から施行する。

(適用)

2 改正後の岐阜市優良建設工事業者表彰規程の規定は、平成21年度の表彰から適用する。

附 則 (平成23年6月21日決裁)

この規程は、平成23年6月21日から施行する。

附 則 (平成24年4月3日決裁)

この規程は、平成24年4月3日から施行する。

附 則 (平成24年10月15日決裁)

この規程は、平成24年10月15日から施行する。

附 則（平成25年7月1日決裁）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日決裁）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月4日決裁）

この規程は、平成26年4月4日から施行する。

附 則（平成26年12月12日決裁）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月7日決裁）

この規程は、平成27年7月13日から施行する。

附 則（平成28年3月14日決裁）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日決裁）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日決裁）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日決裁）

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（令和2年2月5日決裁）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月20日決裁）

この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附 則（令和3年6月28日決裁）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日決裁）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事部門	工事種別名	順位（表彰業者）
土木建設工事部門	土木一式工事	5位
	舗装工事	
	鋼構造物工事	
建築工事部門	建築一式工事	4位
管工事部門	管工事	3位
	水道施設工事	
電気・機械工事部門	電気工事	3位
	電気通信工事	
	機械器具設置工事	
その他の工事部門	上記部門に属さない工事	2位

別表第2（第4条関係）

岐阜市優良建設工事業者表彰審査委員会委員

委員	後藤副市長	委員	経済部長
〃	基盤整備部長	〃	上下水道事業部長
〃	都市建設部長	〃	工事検査室長
〃	まちづくり推進部長		